別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第九十五条第二項、第百五十八条第二項及び第二百十一条第二項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第二十四条第六項（第百二十六条第三項及び第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第九十五条第二項及び第百五十八条第二項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第二十四条第六項（第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、第一条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第四十九条第一項及び第三項の改正規定、同令第四十九条の二の改正規定、同令第五十三条第二項の改正規定、同令第七十七条の改正規定（「第百一条」を「第百一条第一項」に、「第百六十三条」を「第百六十三条第一項」に改める部分に限る。）並びに同令別記様式第十一及び別記様式第十三から第十五までの改正規定は、令和三年十二月二十日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。